

答申第 1 号

平 2 9 情 個 審 第 2 0 号  
平成 2 9 年 9 月 7 日

秋田市長 穂 積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 柴 田 一 宏

保有個人情報部分開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日付け福総特第 2 7 号で諮問のありました事案について、  
下記のとおり答申します。

## 記

### 1 当審査会の結論

秋田市長（以下「実施機関」という。）が、平成 2 8 年 8 月 1 0 日付け介保第 2 8 9 号により、審査請求人の「平成 2 1 年 9 月入所から平成 2 8 年 1 月退所までの〇〇〇からの私に起こった事故報告書全て」（以下「本件事故報告書」という。）の開示請求に対して「記載者職氏名、第一発見職員およびその他対応職員の職氏名」（以下「記載者職氏名等」という。）を不開示と決定した部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に至るまでの経緯

- (1) 審査請求人は、平成 2 8 年 7 月 2 9 日付けで秋田市個人情報保護条例（平成 1 7 年秋田市条例第 1 1 号。以下「条例」という。）第 1 1 条の規定に基づき、実施機関に対し本件事故報告書について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該開示請求に対し、対象となる公文書を「平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日、平成 2 5 年 8 月 2 8 日、平成 2 7 年 1 月 2 3 日、平成 2 7 年 2 月 1 7 日および平成 2 8 年 2 月 4 日付け報告の事故報告書」と特定し、それぞれの事故報告書中の記載者職氏名等を条例第 1 3 条第 3 号に規定する開示請求者以外の個人情報に当たるとして部分開示することを決定し、平成 2 8 年 8 月 1 0 日付け介保第 2 8 9 号で審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日付けで、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に基づく審査請求を行った。なお、本件審査請求に関する一切の権限は、審査請求人の代理人（以下「審査請求人代理人」という。）に委任されている。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、開示するとの裁決を求める。」というものである。

#### (2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、意見書、口頭による意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

ア 秋田市は、「秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成24年秋田市条例第73号。以下「基準条例」という。）第40条において、事故発生時の対応について国の定める法令と同じ内容の基準を採用し、同条第2項において、市、入所者の家族への連絡義務を課し、同条第3項において記録を義務づけており、事故報告書は基準条例第40条第2項に規定する「連絡」に該当する。

また、秋田市が介護老人福祉施設（以下「施設」という。）に事故報告書の提出を求めるのは、市民である入所者およびその家族のために、施設を適切に監督することが目的であることは明らかである。

したがって、入所者およびその家族が事故報告書の全容を把握することは、法令等により定められているというべきであり、記載者職氏名等は、条例第13条第1項第3号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。

イ 事故情報は、利用者およびその家族にとって、利用者の生命・健康・生活を保護する上で極めて重要であることは言うまでもなく、事故情報の中で最も重要な情報のひとつとして、どういう状態で事故が発見されたかということがあり、事故の発見状況の正確性が精査されることは、利用者の生命・健康・生活を保護するために必要不可欠な作業である。

また、条例第13条第3号ただし書イで規定する「人」とは、開示請求者本人ではなく、一般的な「人」を指していると解釈することができるのであり、本件施設については数々の事故報告書が提出され、しかも報告されていない事故が存在する可能性も考えると、審査請求人の退所後であっても、他の本件施設利用者の「人の生命、健康等」が脅かされる危険性があるといえる。

したがって、本件事故報告書中の記載者職氏名等は、条例第13条第3号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。

ウ 審査請求人代理人が、〇〇〇（現 〇〇〇）、〇〇〇および〇〇〇から入

手した審査請求人に係るカルテの情報と平成25年8月28日報告の事故報告書の内容が乖離している。

したがって、当該事故報告書の訂正版が後日提出されている可能性が高い。

エ 審査請求人が把握しているだけでも、平成22年11月下旬に1回又は複数回の転倒事故が発生しているが、今回部分開示された5件の事故報告書には、当該事故に係る報告書は含まれていない。

したがって、実施機関では、平成22年11月下旬の事故報告書も保有しているはずであり、当該報告書も開示すべきである。

#### 4 実施機関の主張

##### (1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、「本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。」というものである。

##### (2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、弁明書、意見書および口頭による意見陳述を総合するとおおむね次のとおりである。

##### ア 審査請求人の主張アに対して

事故報告書は、秋田県が定める「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領」（以下「事故報告取扱要領」という。）に基づき作成・報告されるものであるが、その報告先は「(1)利用者等（被保険者）の保険者」、「(2)事業所・施設が所在する地域を管轄する保険者」、「(3)事業所・施設が所在する地域を管轄する県地域振興局福祉環境部」の3つの「関係機関」であることが定められており、事故報告書が、入所者の家族等への連絡に用いられることを想定して作成されていないことは明らかである。

したがって、条例第13条第3号ただし書アに該当するという審査請求人の主張は妥当とはいえない。

##### イ 審査請求人の主張イに対して

本規定は、一般的な「人」の生命、健康等の保護が必要な場合を指し、本件においては、審査請求人およびその他の本件施設入所者等を指すと認識しており、本件施設職員等による、入所者への虐待や事故が疑われている場合などは、入所者の生命等の保護を開示請求者以外の個人の権利利益よりも優先させ、当該情報を開示する判断もあり得るものと捉えている。

しかし、本件の場合、審査請求人以外の入所者に関しては、虐待や事故に関する情報提供や、苦情による調査等の案件ではなく、また、本件施設が他の施設に比べて特に事故報告書が多い事実もないことから、本件施設において、入所者の生命、健康等を侵害するような状況は発生していないものと認識している。

また、審査請求人に関しては、原処分決定以前に本件施設を退所しており、

現実に又は将来的に、審査請求人の生命、健康等が侵害される蓋然性が皆無であること等を考えると、本件施設が「人の生命、健康が脅かされる危険性がある」施設であるとはいえない。

ウ 審査請求人の主張ウに対して

本市からは、事故報告書提出時に施設に対してカルテ等の添付を求めているにもかかわらず、実際、提出の事実もなかったことから、カルテと本件事故報告書の乖離は把握していない。また、記載内容の訂正のため本件施設に対して再提出を指導した事実もないし、本件事故報告書以外に本件施設が自発的に提出した事実もない。

したがって、本件事故報告書以外の訂正版事故報告書は存在しないものである。

エ 審査請求人の主張エに対して

今回部分開示とした事故報告書以外に、本件施設から提出された審査請求人に係る事故報告書は存在しない。万一、そうした事故報告書が存在するのであれば、条例の規定に基づき本市が開示するものである。

なお、事故報告取扱要領は、平成23年1月14日から施行されているもので、それ以前は、「報告が必要とされる事故」の明確な基準を示すものがなかった。

したがって、審査請求人が主張するように、仮に平成22年11月に審査請求人の転倒事故があったとしても、現時点ではそれが事故報告が必要な事案であったか否かを判断することは不可能であるほか、そのことは本件処分と直接の関連はないものとする。

## 5 当審査会の判断

### (1) 本件請求保有個人情報について

本件請求保有個人情報は、1に記載のとおり「審査請求人が〇〇〇に入所していた平成21年9月から平成28年1月までの間に、〇〇〇から実施機関に提出された審査請求人に係る事故報告書」である。

### (2) 審査請求人の主張に対する判断について

上記3の(2)に整理・記述をした審査請求人の主張に対し、順を追って当審査会の判断を述べる。

ア 審査請求人の主張アに対して

ここでは、事故報告書中の記載者職氏名等が、条例第13条第3号ただし書アに該当するかどうかについて検討する。

審査請求人は、本件事故報告書が、基準条例第40条第2項でいう「市、入所者の家族への連絡」および同条第3項でいう「事故の状況および処置についての記録」に当たり、また、秋田市が事故報告書の提出を施設に求めるのは、入所者、家族のために施設を適切に監督するためであると主張する。

一方で、実施機関は、事故報告書は秋田県が定める事故報告取扱要領に基づき作成されるものであり、同要領では、報告先は保険者および秋田県とされており、入所者の家族等への連絡に用いられることを想定して作成されていないと主張している。

基準条例では、第40条で、事故発生時の施設の対応として、第2項で市、入所者の家族等への連絡を、第3項では事故状況等の記録を義務づけているが、事故に関する報告書類の提出については規定していない。

実施機関の説明によれば、基準条例制定以前から、事故に関する報告の取扱いについては、事故報告取扱要領に基づいて対応しているとのことである。

事故報告取扱要領の第1をみると、目的として、事故発生時に、事業者等から保険者および県への報告の取扱いを定め、事故の解決・再発防止と利用者へのサービス向上、施設の適切な運営に資することがあげられている。また、同第5の1では、①事故発生時に、事業者は速やかに利用者の家族又は身元引受人に連絡すること、②利用者等の保険者、事業所・施設を所管する保険者および県地域振興局福祉環境部に事故報告書を提出することをそれぞれ定めている。

これらを考えると、事故発生時に、施設を運営する事業者が利用者家族に対して速やかな連絡をすることは規定しているものの、事故報告書自体を利用者家族に提出することを義務づけてはいないとするのが妥当である。

したがって、施設職員の氏名等は、本号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しないものと判断する。

#### イ 審査請求人の主張イに対して

ここでは、事故報告書中の記載者職氏名等が、条例第13条第3号ただし書イに該当するかどうかについて検討する。

審査請求人は、①本件事故報告書が複数提出されている事実やさらなる事故、虐待のおそれがあり、本件施設利用者の生命、健康が侵害される危険性があること、②事故の発見状況の精査は、利用者の生命・健康・生活を保護するために必要不可欠な作業であることから、本号ただし書イに該当すると主張する。

一方で、実施機関は、施設職員等による虐待、事故等のおそれがある場合、本規定が適用されとの認識を示した上で、①本件施設で事故報告件数が他の施設に比べて特に多い事実もなく、現利用者に関する虐待・事故等の情報提供や調査等もないこと、②原処分決定以前に審査請求人が本件施設を退所しており、現実には又は将来的に、審査請求人の生命、健康等が侵害されることがないことなどから、本規定には該当しないとしている。

審査請求人のいう「複数の事故報告書」は、請求人本人に関するものであり、現在の本件施設利用者に関する虐待や事故の情報提供や調査案件はない。

また、本件施設の事故報告件数も他の施設と比べて特に多いという事実もなく、審査請求人本人もすでに本件施設を退所している。

これらを考えると、本件施設利用者の生命、健康等が現実には又は将来的に侵害される蓋然性が高いとはいえず、記載者職氏名等は、本号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」には該当しないものと判断する。

ウ 審査請求人の主張ウに対して

審査請求人は、医療記録（カルテ）の内容と事故報告書の内容が乖離しているとして、訂正版の事故報告書が提出されている可能性が極めて高いと主張している。

一方で、実施機関は、事故報告書提出時のカルテ添付は義務ではなく、本件施設からの提出もないとし、本件施設への再提出の指導や、本件事故報告書以外の本件施設からの自発的な提出もないことから、訂正版の事故報告書は存在しないとしている。

事故報告取扱要領の規定によれば、保険者である市が、事故があった事業者に対し、カルテの提出や報告書の再提出を指導することは、義務づけられていない。

したがって、当審査会としては、訂正版の事故報告書が存在しないという実施機関の主張には特段不合理な点は認められない。

エ 審査請求人の主張エに対して

審査請求人は、事故報告取扱要領の施行前の事故についての事故報告書の存在を示唆し、開示を求めているものである。

一方で、実施機関は、本件事故報告書以外に審査請求人に係る事故報告書は存在せず、仮にそうした報告書があれば条例の規定に基づき開示していること、また、審査請求人が主張する転倒事故の発生時点では、事故報告取扱要領は施行されておらず、事故報告が必要な事案かどうかは判断できなかったこと等を主張している。

本件は、実施機関が特定した5件の事故報告書に関する処分に対して審査請求されたものであり、当審査会としては、審査請求人が存在を主張する公文書は本審査請求の対象ではないものと判断する。

オ まとめ

以上のことから、実施機関が、平成28年8月10日付け介保第289号により、審査請求人に対して行った部分開示決定処分は妥当である。

## 6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について次のとおり調査審議を行った。

| 年 月 日       | 経 過                      |
|-------------|--------------------------|
| 平成28年12月13日 | 実施機関から諮問書を受付             |
| 平成28年12月26日 | 審議                       |
| 平成29年 1月31日 | 審査請求人代理人から意見書を受付         |
| 平成29年 2月 2日 | 審議、審査請求人代理人および実施機関から意見聴取 |
| 平成29年 3月24日 | 実施機関から反論意見書を受付           |
| 平成29年 3月28日 | 審議、実施機関から意見聴取            |
| 平成29年 5月 8日 | 審査請求人代理人から追加意見書を受付       |
| 平成29年 6月 5日 | 審議                       |
| 平成29年 6月30日 | 実施機関から追加意見書を受付           |
| 平成29年 7月12日 | 審議                       |
| 平成29年 7月28日 | 審査請求人代理人から意見書を受付         |
| 平成29年 8月23日 | 審議                       |
| 平成29年 9月 7日 | 審議                       |
| 平成29年 9月 7日 | 答申                       |

## 7 審査会委員の回避について

本件の調査審議については、櫻庭清委員から、審査請求人および審査請求人代理人との間に利害関係があると疑われるおそれがあるため、審議を回避したい旨の申出があった。

当審査会では、審議の公平性および中立性に疑義を受けないようにという櫻庭委員の意思を尊重し、この申出を全員一致で認めたものである。

したがって、櫻庭委員は本件事案の調査審議には参加していない。

（審議委員）

柴田一宏会長、天野博子委員、上田晴彦委員、中澤俊輔委員、藤盛節子委員、古谷薫委員